

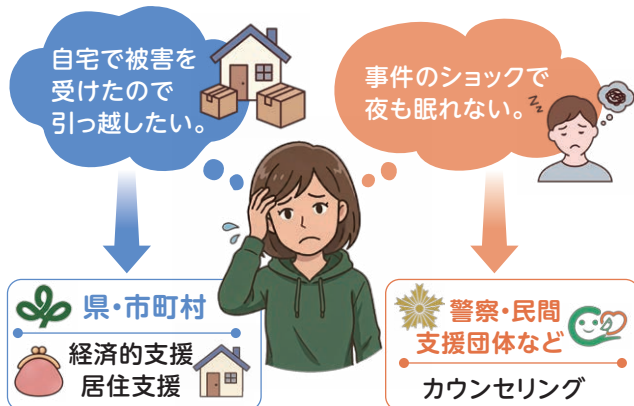
宮城県の取り組み

宮城県では、平成15年に全国に先駆けて犯罪被害者支援条例が制定されましたが、令和6年4月1日には全面的に改正された「犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

被害者等は、被害にあったことによってそれまでの生活が一変してしまいます。

県は関係機関の施策を取りまとめた計画を策定し、居住や雇用の安定、経済的負担の軽減などを図ることにより、県全体であなたを支援します。

被害者等のニーズと支援の例



犯罪被害者等見舞金制度

県では、殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方のご遺族、又は重傷病を負われた犯罪被害者の方に対して、見舞金を給付しています。

○遺族見舞金 30万円

○重傷病見舞金 10万円

見舞金制度の詳細については、県のホームページを御覧ください。給付には要件がありますので、申請前にご相談ください。



理解に向けてのヒント

犯罪被害者等支援シンボルマーク

「ギゅっとちゃん」



「みやぎ 伊達な ギゅっとちゃん」

犯罪被害者等支援シンボルマーク
宮城県バージョン

- 誕生日 令和5年1月24日
- 特技 寄り添い ほか
- 好物 牛タン、笹かま、ずんだ、マーボー焼きそば

ギゅっとCH(チャンネル)

警察庁では、被害者等のための支援制度に関する情報や支援者向けの研修教材を公開しています。

被害者等・支援者のためのポータルサイト
「ギゅっとCH」は、こちらから御覧ください。



県の相談窓口

県では、被害者等の皆様の生活を支援するために、相談先を御案内する窓口を設置しています。

身の回りに支援を必要としている方がいらっしゃいましたら本窓口をお知らせください。

☎ 022-211-3783

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

このほかの相談窓口については、
県のホームページを御覧ください。



※シンボルマークを除くイラストは生成AI(Gemini)で作成しています。

発行 宮城県 共同参画社会推進課 ☎022-211-2567

犯罪被害にあわれた方々に

私たちができること



みやぎ 伊達な ギゅっとちゃん

犯罪被害者等支援シンボルマーク
宮城県バージョン

宮城県では、「宮城県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族の支援と、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目指しています。

このリーフレットでは、私たちが、犯罪被害にあわれた方々一人ひとりに寄り添っていくために、どのような行動をとればよいのかを紹介しています。

宮 城 県

被害者等が受ける被害

犯罪被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族(「被害者等」といいます。)は、直接的被害だけでなく、その後もさまざまな問題(二次的被害)に苦しめられます。



直接的被害

生命、身体、財産の直接的な被害

二次的被害



県民のみなさまへ

被害者等の置かれた状況を思いやり、一人ひとりに寄り添うことに加えて、被害者等の方々が誹謗中傷などによる二次的被害に苦しむことがないよう配慮することが大切です。

誰でも犯罪被害にあう可能性があります

自分や身近な人が犯罪被害にあうということは想像したくありませんが、どんな人にもその可能性はあります。

他人事だと思わず、被害者等が置かれた状況を思いやり、一人ひとりに寄り添った行動・言動を心がけることが大切です。

被害者等に寄り添った行動・言動については、宮城県犯罪被害者等支援ハンドブックを御覧ください。



SNS等の投稿に注意しましょう

被害者等への誹謗中傷は後を絶ちません。

- 「被害者にも落ち度がある」
- (民事裁判などに対して)
「お金目当てなのでは」など

こういった心ない言葉により、被害者等がより深い悲しみを背負うことになります。



事業者のみなさまへ

被害者等の方々が仕事を続けながら被害回復を図るためには、上司・同僚の支えや就労、勤務上の配慮が大切です。

被害者等が仕事を続けるために

被害者等は、精神的・身体的被害のために、仕事上でミスが増えたり、同僚との関係がうまくいけなくなったりすることがあります。また、治療や裁判手続きなどで休むことが増える場合もあります。

被害者等から、被害にあったことや、悩みを打ち明けられたら、本人の思いを受けとめ、話をよく聴き、よく話し合うことが大切です。



被害者等の被害回復のための休暇について考えてみませんか

裁判員には休暇が保障される一方、被害者等には法的な休暇の権利がなく、休めるかどうかは会社の制度や理解に委ねられているのが実情です。そのため、被害者が休職や退職に追い込まれることも少なくありません。私自身も被害回復のための休暇が欲しかったと思っています。被害者等が仕事を失わず、生活を壊されずに、心や司法手続きと向き合えるような休暇制度が、今どうしても必要だと感じています。

〔(一社)関東交通犯罪遺族の会(あいの会) 松永拓也 氏の講演より抜粋〕

被害者等は警察、病院、裁判所等へ何度も出向しなければならず、年次有給休暇等だけでは対応できない場合が多くあることから、被害回復のための休暇制度を導入している例があります。

詳しくは、厚生労働省 働き方・休み方改善ポータルサイトを御覧ください。

